

基 発 0 5 2 8 第 3 号
職 発 0 5 2 8 第 5 号
能 発 0 5 2 8 第 3 号
平成 22 年 5 月 28 日

社団法人日本経済団体連合会
会長 米倉 弘昌 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省職業能力開発局長

平成22年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する協力依頼について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の推進につき、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月は政府全体として「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけており、厚生労働省といたしましても、外国人労働者問題に関し、事業主、事業主団体を始め広く国民の皆様の一層の理解と協力を求めることを目的として、別添の実施要領に従って、全国的に啓発運動を展開していくこととしております。

つきましては、貴団体から、傘下団体・会員企業に対し、本月間を機に、外国人雇用状況の届出制度を始めとする外国人雇用の基本ルールや、雇用対策法にも明記されました専門的・技術的分野の外国人労働者の活用につきまして周知していただき、外国人労働者問題に対する理解を深めていただきたくお願い申し上げます。

基 発 0 5 2 8 第 3 号
職 発 0 5 2 8 第 5 号
能 発 0 5 2 8 第 3 号
平成22年5月28日

日本商工会議所

会頭 岡村 正 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省職業能力開発局長

平成22年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する協力依頼について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の推進につき、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月は政府全体として「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけており、厚生労働省といたしましても、外国人労働者問題に関し、事業主、事業主団体を始め広く国民の皆様の一層の理解と協力を求めることを目的として、別添の実施要領に従って、全国的に啓発運動を展開していくこととしております。

つきましては、貴団体から、傘下団体・会員企業に対し、本月間を機に、外国人雇用状況の届出制度を始めとする外国人雇用の基本ルールや、雇用対策法にも明記されました専門的・技術的分野の外国人労働者の活用につきまして周知していただき、外国人労働者問題に対する理解を深めていただきたくお願い申し上げます。

基 発 0 5 2 8 第 3 号
職 発 0 5 2 8 第 5 号
能 発 0 5 2 8 第 3 号
平成 2 2 年 5 月 2 8 日

全国中小企業団体中央会
会長 鶴田 欣也 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省職業能力開発局長

平成22年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する協力依頼について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の推進につき、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月は政府全体として「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけており、厚生労働省といたしましても、外国人労働者問題に関し、事業主、事業主団体を始め広く国民の皆様の一層の理解と協力を求めることを目的として、別添の実施要領に従って、全国的に啓発運動を展開していくこととしております。

つきましては、貴団体から、傘下団体・会員企業に対し、本月間を機に、外国人雇用状況の届出制度を始めとする外国人雇用の基本ルールや、雇用対策法にも明記されました専門的・技術的分野の外国人労働者の活用につきまして周知していただき、外国人労働者問題に対する理解を深めていただきたくお願い申し上げます。

基 発 0 5 2 8 第 3 号
職 発 0 5 2 8 第 5 号
能 発 0 5 2 8 第 3 号
平成22年5月28日

全国商工会連合会
会長 石澤 義文 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省職業能力開発局長

平成22年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する協力依頼について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の推進につき、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月は政府全体として「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけており、厚生労働省といたしましても、外国人労働者問題に関し、事業主、事業主団体を始め広く国民の皆様の一層の理解と協力を求めることを目的として、別添の実施要領に従って、全国的に啓発運動を展開していくこととしております。

つきましては、貴団体から、傘下団体・会員企業に対し、本月間を機に、外国人雇用状況の届出制度を始めとする外国人雇用の基本ルールや、雇用対策法にも明記されました専門的・技術的分野の外国人労働者の活用につきまして周知していただき、外国人労働者問題に対する理解を深めていただきたくお願い申し上げます。

基 発 0 5 2 8 第 3 号
職 発 0 5 2 8 第 5 号
能 発 0 5 2 8 第 3 号
平成 22 年 5 月 28 日

社団法人経済同友会
会長 桜井 正光 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省職業能力開発局長

平成22年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する協力依頼について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の推進につき、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月は政府全体として「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけており、厚生労働省といたしましても、外国人労働者問題に関し、事業主、事業主団体を始め広く国民の皆様の一層の理解と協力を求めることを目的として、別添の実施要領に従って、全国的に啓発運動を展開していくこととしております。

つきましては、貴団体から、傘下団体・会員企業に対し、本月間を機に、外国人雇用状況の届出制度を始めとする外国人雇用の基本ルールや、雇用対策法にも明記されました専門的・技術的分野の外国人労働者の活用につきまして周知していただき、外国人労働者問題に対する理解を深めていただきたくお願い申し上げます。

基 発 0 5 2 8 第 3 号
職 発 0 5 2 8 第 5 号
能 発 0 5 2 8 第 3 号
平成 22 年 5 月 28 日

財団法人 国際研修協力機構
会長 金井 務 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省職業能力開発局長

平成22年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する協力依頼について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の推進につき、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月は政府全体として「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけており、厚生労働省といたしましても、外国人労働者問題に関し、事業主、事業主団体を始め広く国民の皆様の一層の理解と協力を求めることを目的として、別添の実施要領に従って、全国的に啓発運動を展開していくこととしております。

また、技能実習制度については、出入国管理及び難民認定法が改正され、本年7月1日より施行されることに伴い、技能実習生は入国1年目から雇用関係の下で技能実習が行われることとなり、改正制度の円滑で的確な施行が求められているところです。

さらに、技能実習制度に基づいて技能実習生を受け入れている事業主にも、外国人雇用状況の届出制度を始めとする外国人雇用の基本ルールが求められるところです。

つきましては、貴団体から、本月間を機に、これら事業主に対し、外国人雇用の基本ルールの遵守及び技能実習制度の改正内容について、周知・啓発していただきますよう、お願い申し上げます。